発行登録追補書類(株券、社債券等)

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 - 関東1 - 1

【提出日】 2020年6月17日

【会社名】 株式会社トプコン

【英訳名】 TOPCON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平野 聡

【本店の所在の場所】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【電話番号】 03(3558)2536

【事務連絡者氏名】 取締役兼上席執行役員 財務本部長 秋山 治彦

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【電話番号】 03(3558)2536

【事務連絡者氏名】 財務本部 財務部 部長 森口 忠輔

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第3回無担保社債(5年債) 10,000百万円

第4回無担保社債(10年債) 10,000百万円

計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2019年 6 月14日		
効力発生日	2019年 6 月22日		
有効期限	2021年 6 月21日		
発行登録番号	1 - 関東1		
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 30,000百万円		

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合詞	計額(円)	なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に 基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 30,000百万円

(30,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に 基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

- 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	株式会社トプコン第3回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金 1 億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.300%
利払日	毎年 6 月24日及び12月24日
利息支払の方法	1.利息支払の方法及び期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 2020年12月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払 い、その後毎年6月24日及び12月24日の2回に各々その日までの 前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営 業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年 の日割をもってこれを計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2.利息の支払場所 別記((注)8.「元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	2025年 6 月24日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2025年6月24日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所別記((注)8.「元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年 6 月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2020年 6 月24日

	7013±3%=11011
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に 留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が 国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債(た だし、本社債と同時に発行する第4回無担保社債(特定社債間限定 同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄 で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)の ために担保提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当 社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定 の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約 する場合をいう。)には、本社債のために担保付社債信託法に基づ き、同順位の担保権を設定する。 2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、 当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を 担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を2020年6月17日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号 03-6273-7471

2. 振替社債

- (1)本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されない。

4.期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

(2) 本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。

5. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする

7. 社債権者集会に関する事項

- (1)本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8.元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程 等の規則に従って支払われる。

- 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
 - (1) 当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として、本社債の事務を委託する。
 - (2) 本社債にかかる発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。
 - (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係を有しない。
 - (4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を公告する。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000	1.引受人は、本社債
三菱 U F J モルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,600	の全額につき、連 帯して買取引受け を行う。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	2,000	2 . 本社債の引受手数 料は各社債の金額 100円につき金40銭
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	400	とする。
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	株式会社トプコン第4回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	
記名・無記名の別		
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円	
各社債の金額(円)	金 1 億円	
発行価額の総額(円)	金10,000百万円	
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円	
利率(%)	年0.500%	
利払日	毎年 6 月24日及び12月24日	
利息支払の方法	1.利息支払の方法及び期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 2020年12月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払 い、その後毎年6月24日及び12月24日の2回に各々その日までの前 半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業 日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の 日割をもってこれを計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2.利息の支払場所 別記((注)8.「元利金の支払」)記載のとおり。	
償還期限	2030年 6 月24日	
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2030年6月24日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所別記((注)8.「元利金の支払」)記載のとおり。	
募集の方法	一般募集	
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。	
申込期間	2020年 6 月17日	
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店	
払込期日	2020年 6 月24日	
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号	

担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1.当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が 国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債(た だし、本社債と同時に発行する第3回無担保社債(特定社債間限定 同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄 で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)の ために担保提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当 社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定 の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約 する場合をいう。)には、本社債のために担保付社債信託法に基づ き、同順位の担保権を設定する。 2.当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、 当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を 担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を2020年6月17日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I:電話番号 03-6273-7471

2. 振替社債

- (1)本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されない。

4.期限の利益喪失に関する特約

(1)当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を 受けたとき。

当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

(2) 本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。

5.公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1)本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8.元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程 等の規則に従って支払われる。

- 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
 - (1) 当社は、株式会社みずほ銀行を財務代理人として、本社債の事務を委託する。
 - (2) 本社債にかかる発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。
 - (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係を有しない。
 - (4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を公告する。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000	1.引受人は、本社債
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	の全額につき、連 帯して買取引受け を行う。
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,000	2.本社債の引受手数 料は各社債の金額 100円につき金45銭
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	500	とする。
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	120	19,880

(注) 上記金額は、第3回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)及び第4回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,880百万円は、10,000百万円を2020年7月27日に期日が到来する第1回無担保社債の償還 資金に、残額は2020年9月末までに借入金の返済資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第126期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第127期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出 事業年度 第127期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月12日関東財務局長に提出 事業年度 第127期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2020年6月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2020年6月17日)までの間において以下のとおり追加がありました。当該追加箇所については 罫で示しております。

なお、当該追加箇所に記載の将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(2020年6月17日)現在において判断 したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日(2020年6月17日)現在においてもその判断に変更はなく、以下の追加事項以外に新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク]

(13)自然災害、事故等について

当社グループが事業展開している地域において、予期せぬ火災、地震、テロ、戦争、疫病等の人災、天災が発生した場合には、人的、物的損害や事業活動の停止等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴うリスクについて)

2020年3月期において当社の事業活動・業績にも大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症により、今もなお世界各国で外出禁止・自粛対応が続いており、依然として当社グループの事業活動に制約が残っています。これに対し当社グループは、企業としての持続可能性強化及び収束後の事業成長を見据え、事業資金・運転資金の確保のための資金調達力増強を行う等の対応を行っております。しかしながら、収束までに長期を要することとなった場合は、需要低迷や物流・資材調達・製造面、また会計上の見積りへの悪影響等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社トプコン本店

(東京都板橋区蓮沼町75番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。